

障発0124第7号
平成26年1月24日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
関係団体の長
地方厚生(支)局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「指定施設における業務の範囲等について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）により、今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の平成26年4月1日施行分が施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

記

- 1 「指定施設における業務の範囲等について」（平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添1のとおり改正する。
- 2 「精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について」（平成23年8月5日障発0805第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添2のとおり改正する。

○ 指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発0805第4号 平成23年8月5日 一部改正 障発0426第8号 平成25年4月26日 一部改正 障発0124第7号 <u>平成26年1月24日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等について</p> <p>精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）で定めているところであるが、各施設における法第2条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等について、別添に示すとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、参考までに通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲 施行規則第2条第1号から第13号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 施行規則第2条第4号に規定する乳児院、児童養護施設、<u>福祉型障害児入所施設及び情緒障害児短期治療施設</u>にあっては、<u>児童福祉</u></p>	<p style="text-align: right;">障発0805第4号 平成23年8月5日 一部改正 障発0426第8号 平成25年4月26日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等について</p> <p>精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）で定めているところであるが、各施設における法第2条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等について、別添に示すとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、参考までに通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲 施行規則第2条第1号から第14号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 施行規則第2条第4号に規定する乳児院、児童養護施設、<u>知的障害児施設、知的障害児通園施設及び情緒障害児短期治療施設</u>にあって</p>

施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項、第42条第1項、第49条第1項及び第73条第1項に規定する児童指導員及び保育士

(4) (略)

(5) 施行規則第2条第4号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員

(6) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司、「児童相談所の組織と職員」（平成2年3月5日付け児童相談所運営指針）第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

(7) 施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条に規定する母子支援員及び少年を指導する職員

(8) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項に規定する児童自立支援専門員及び児童生活支援員

(9) 施行規則第2条第4号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員

(10) ・ (11) (略)

(12) 平成23年改正規則附則第3条の規定により施行規則第2条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第1条による改正前の精神保健福祉法施行規則第2条第6号に規定する障害者総合支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することとされた精神障害者社会復帰施設にあつては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号、第37条第1項第2号及び第40条第1項第3号に規定する精神障害者社会復帰指導員及び同令33条第1項第1号に規定する管理人

(13) 施行規則第2条第7号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員

(14) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあつては

ては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第3項、第42条第1項（第49条第1項及び第56条において準用される場合を含む。）及び第75条第1項に規定する児童指導員及び保育士

(4) (略)

(5) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所の組織と職員」（平成2年3月5日付け児童相談所運営指針）第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

(6) 施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員及び少年を指導する職員

(7) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設最低基準第80条第1項に規定する児童自立支援専門員及び児童生活支援員

(8) 施行規則第2条第4号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設最低基準第88条の3第1項に規定する職員

(9) ・ (10) (略)

(11) 平成23年改正規則附則第3条の規定により施行規則第2条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第1条による改正前の精神保健福祉法施行規則第2条第6号に規定する障害者総合支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することとされた精神障害者社会復帰施設にあつては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号、第37条第1項第1号及び第40条第1項第3号に規定する精神障害者社会復帰指導員及び同令33条第1項第1号に規定する管理人

(12) 施行規則第2条第7号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員

(13) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあつては

、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（専任の家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接員に相当する職員、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する専任の母子自立支援員

(15)～(18) (略)

(19) 施行規則第2条第10号に規定する障害者就業・生活支援センターにあつては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員

(20) (略)

(21) 施行規則第2条第11号に規定する保護観察所にあつては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第20条に規定する社会復帰調整官及び更生保護法（平成19年法律第88号）第31条に規定する保護観察官

(22) 施行規則第2条第12号に規定する発達障害者支援センターにあつては、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

(23) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号

、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（専任の家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接相談員、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する専任の母子自立支援員

(14)～(17) (略)

(18) 施行規則第2条第10号に規定する障害者就業・生活支援センターにあつては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要項」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要項」に規定する生活支援担当職員

(19) (略)

(20) 施行規則第2条第11号に規定する保護観察所にあつては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に規定する社会復帰調整官及び更生保護法（平成19年法律第88号）第31条に規定する保護観察官

(21) 施行規則第2条第12号に規定する発達障害者支援センターにあつては、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

(22) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号

及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者

(24) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援及び共同生活援助を行う施設にあっては、専任で相談援助業務に従事する職員

(25) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ（2）、第3号イ（1）及びロ、第4号イ（1）（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ（1）及びロ（1）、第6号イ（1）並びに第7号イ（1）に規定する生活支援員、同項第5号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第2号イ（3）、第3号イ（2）、第4号イ（2）、第5号イ（3）及びロ（2）、第6号イ（2）並びに第7号イ（2）に規定するサービス管理責任者

(26) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

(27) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員

(28) ・ (29) (略)

2 施行規則第2条第14号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第4号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第12条第1項第5号、第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者

(23) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助を行う施設にあっては、専任で相談援助業務に従事する職員

(24) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ（2）、第3号イ（1）及びロ、第4号イ（1）（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ（1）及びロ（1）に規定する生活支援員、同項第5号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第2号イ（3）、第3号イ（2）、第4号イ（2）、第5号イ（3）及びロ（2）に規定するサービス管理責任者

(25) 施行規則第2条第13号に規定する相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

(26) ・ (27) (略)

(28) 削除

2 施行規則第2条第15号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第4号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

<ul style="list-style-type: none"> ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に規定する生活相談指導員 (5) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び施設告示第1号から第4号に規定する上記（1）から（4）までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員 <p>3 <u>1及び2で定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>平成23年改正規則附則第4条に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設において、専任で相談援助業務に従事する職員</u></p> <p>(2) <u>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設及び知的障害児通園施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第42条第1項（第49条第1項及び第56条において準用される場合を含む。）に規定する児童指導員及び保育士</u></p> <p>(3) <u>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、共同生活介護を行う施設にあっては、専任で相談援助業務に従事していた職員</u></p> <p>(4) <u>障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することとされたものを含む。）にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添16（ホームレス対策事業実施要領）に規定する生活相談指導員 (5) 施行規則第2条第1号から第14号まで及び施設告示第1号から第4号に規定する上記（1）から（4）までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員 <p>3 <u>精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第103号）附則第4条に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>専任で相談援助業務に従事する職員</u>
--	---

53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

4 1から3に掲げる職種の例以外の1から3に規定する施設における職種に係る業務の範囲の確認並びに2(5)に掲げる施設の厚生労働大臣の個別認定及び当該認定に係る施設における職種に係る業務の範囲の確認の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 2(5)に掲げる施設の個別認定に係る認定基準

ア (略)

イ 1、2(1)から(4)まで及び3に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。

ウ (略)

エ ウに定める「専任」の判断基準は、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。

(2) 1、2(1)から(4)まで及び3に掲げる職種の例以外の1、2(1)から(4)まで及び3に規定する施設における職種に係る実務経験を有すると認められる業務の範囲並びに2(5)の個別認定に係る施設における職種に係る実務経験を有すると認められる業務の範囲に係る基準

ア 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること

イ 1、2の(1)から(4)まで及び3に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員であること。

(3) 手続

ア 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して、1、2(1)から(4)まで及び3に掲げる職種の例以外の1、2(1)から(4)まで及び3に規定する施設における職種としての相談援助の業務に従事した者からの入学又は入所の申請があった場合においては別記様式1を用い、2(5)の個別認定に係る施設における職種としての相談援助の業務に従事した者からの入学又は入所の申請があった場合においては別記様式2を用いて、精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に厚生労働大臣あて協議すること。

イ 精神保健福祉士法第7条第4号又は第7号に係る精神保健福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、本項アと同様、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

4 2(5)の厚生労働大臣の個別認定の取扱いについて

(1) 認定基準

ア (略)

イ 上記1及び2の(1)から(4)までに定める職種と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。

ウ (略)

エ ウに定める「専任」の判断基準は、上記1及び2の(1)から(3)までに定める職種のうち、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。

(2) 認定の手続き

ア 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(4)に係るものについては、精神保健福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

イ 精神保健福祉士法第7条第4号又は第7号に係る精神保健福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

別記様式1

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

養成施設等又は
指定試験機関代表者 印

指定施設における業務について（協議）

標記について、「指定施設における業務の範囲等について」の4（3）に基づき、別添実務経験申告書により指定施設における実務経験を有すると認められる業務の範囲について協議いたします。

別記様式2

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

養成施設等又は
指定試験機関代表者 印

指定施設の個別認定及び指定施設における業務について（申請の進達及び協議）

標記について、「指定施設における業務の範囲等について」の4（3）に基づき、別添指定施設の個別認定申請書及び実務経験申告書により、指定施設の個別認定の申請の進達を行うとともに、当該施設における実務経験につき、指定施設における実務経験を有すると認められる業務の範囲について協議いたします。

別記様式

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

養成施設等又は
指定試験機関代表者 印

指定施設における業務について（協議）

標記について、「指定施設における業務の範囲等について」の4に基づき協議いたします。

No. _____

実務経験申告書

年 月 日

養成施設等又は指定機関代表者 殿

申告者
氏名 印

私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、精神保健福祉士試験受験資格に係る指定施設における相談援助の実務経験に該当すると思われるので申告いたします。

(略)

添付書類

- 1～2 (略)
- 3 事業概要 (業務の内容等がわかるもの)
- 4～6 (略)

No. _____

実務経験申告書

年 月 日

養成施設等又は指定機関代表者 殿

申告者
氏名 印

私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、精神保健福祉士試験受験資格又は精神保健福祉士養成施設等に入学又は入学できる実務経験があると思われるので申告いたします。

(略)

添付書類

- 1～2 (略)
- 3 始業概要 (業務の内容等がわかるもの)
- 4～6 (略)

No. _____

指定施設の個別認定申請書

年 月 日

養成施設等又は指定機関代表者 殿

申告者
氏名 印

当施設は精神保健福祉士法施行規則第2条第14号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働大臣告示第277号）第5号に掲げる厚生労働大臣が認める施設に該当すると思われるので申告いたします。

事業名	
施設名	
職 種	
常勤・非常勤の 区分	
業務内容	

添付書類

- 1 事業・業務の根拠となる団体等の条例、要綱、定款又は寄附行為等の写し
- 2 事業概要（業務の内容等がわかるもの）
- 3 施設の組織図
- 4 専任で相談援助業務を行っている者の勤務実態がわかるもの
- 5 活動事例（主なもの1～2例）

(別添2)

○ 精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について（平成23年8月5日障発0805第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行																
<p style="text-align: right;">障発0805第5号 平成23年8月5日 一部改正 障発0124第7号 平成26年1月24日</p> <p>都道府県知事 指定都市長 各 中核市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について</p> <p>(略)</p> <p>(別添)</p> <p>1 (略)</p> <table border="1" data-bbox="210 1034 1122 1289"> <thead> <tr> <th>指定科目等名</th> <th>読替の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)</td> <td>・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「<u>相談援助の基盤と専門職</u>」について読替のできる科目</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(別記様式) (略)</p>	指定科目等名	読替の範囲	(略)	(略)	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>相談援助の基盤と専門職</u> 」について読替のできる科目	(略)	(略)	<p style="text-align: right;">障発0805第5号 平成23年8月5日</p> <p>都道府県知事 指定都市長 各 中核市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について</p> <p>(略)</p> <p>(別添)</p> <p>1 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1153 1034 2065 1321"> <thead> <tr> <th>指定科目等名</th> <th>読替の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)</td> <td>・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「<u>障害者に対する支援と障害者自立支援制度</u>」について読替のできる科目</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(別記様式) (略)</p>	指定科目等名	読替の範囲	(略)	(略)	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>障害者に対する支援と障害者自立支援制度</u> 」について読替のできる科目	(略)	(略)
指定科目等名	読替の範囲																
(略)	(略)																
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>相談援助の基盤と専門職</u> 」について読替のできる科目																
(略)	(略)																
指定科目等名	読替の範囲																
(略)	(略)																
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>障害者に対する支援と障害者自立支援制度</u> 」について読替のできる科目																
(略)	(略)																